

県立学校における「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」等を踏まえた具体的な留意事項  
(令和3年11月1日現在)

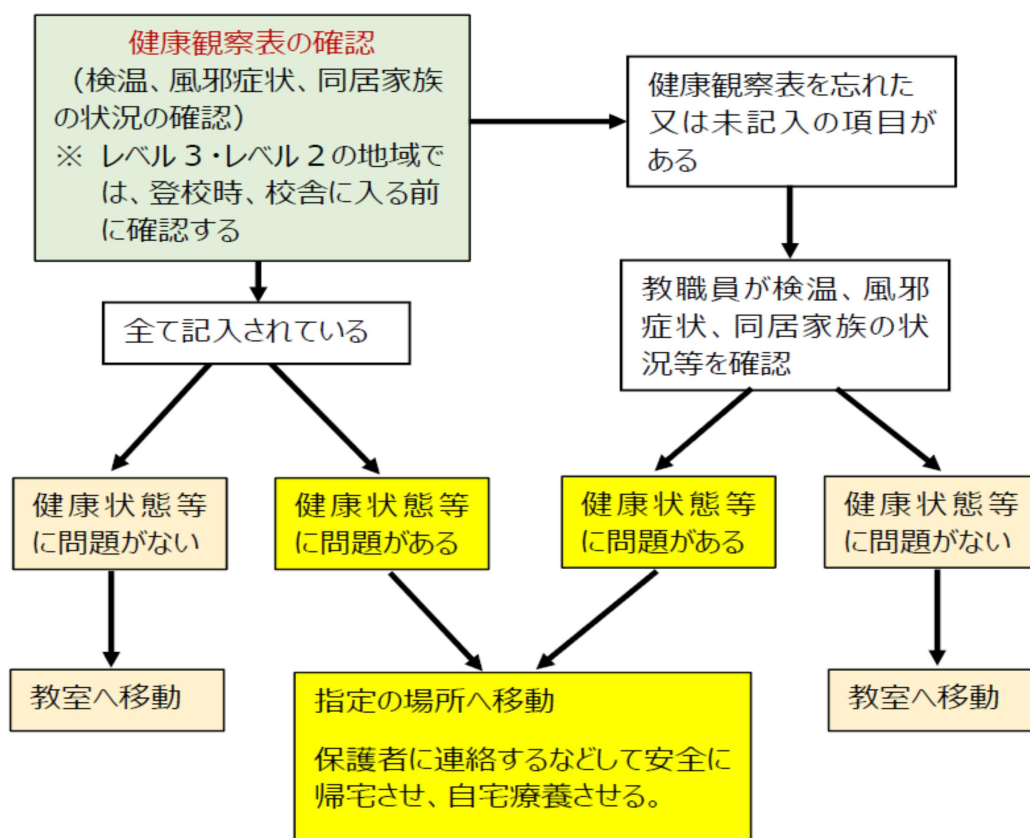
## 児童生徒等の健康観察実施上の留意事項

【衛生管理マニュアル(2021.4.28 Ver.6)27、28P参照】

学校内での感染拡大を防ぐためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。PTA等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも一斉メール等を活用して、積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。

### 【健康観察の際の留意事項】

- ・ 児童生徒も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底する。
- ・ 発熱等の風邪の症状がある場合等には、児童生徒も教職員も、自宅で休養する。
- ・ 児童生徒本人のみならず、家族への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう協力を求める。
- ・ 登校時の検温結果の確認及び健康状態の把握を行うようにする。
- ・ 「健康観察シート」を活用し、児童生徒の情報の共有を図るとともに、児童生徒の体調を管理する。



# 体調不良の児童生徒に対応する上での留意事項

【衛生管理マニュアル(2021. 4. 28 Ver. 6)23、67 P 参照】

学校内での感染拡大を防ぐためには、学校長を責任者とし、保健主事、養護教諭、各学級担任などとともに、学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備することが重要です。また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

## 【体調不良の児童生徒に対応する際の留意事項】

- ・教職員は、児童生徒の健康状態に留意し、早期発見に努める。
- ・発熱等の風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を別室で待機させ、安全に帰宅させるとともに、受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取りながら、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。
- ・児童生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。
- ・体調不良者が使用するトイレや手洗い場を限定し、清掃や消毒等は職員が行う。

## 【保健室対応の際の留意事項】

- ・保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒への対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- ・専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーテーションで区切る、入口を分けるなどのゾーニングをして対応する。
- ・保健室入室前に、簡単な問診と非接触型体温計にて検温する。
- ・発熱や風邪症状がある場合は、保健室に入室させず、別室で休養させる。
- ・対応にあたる養護教諭や教職員は、マスクを着用するとともに、必要に応じて、手袋やガウン、フェイスシールド、ゴーグル等を着用するなど、感染により一層注意する。

# 保健体育学習及び体育的行事の実施に関する留意事項

【衛生管理マニュアル(2021. 4. 28 Ver. 6) 54～56 P 参照】

生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」など、感染リスクの高い活動は避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなど、実施について慎重に検討します。

## 【保健体育学習及び体育的行事の留意事項】

- ・ 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動として、「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク」「近距離で一斉に大きな声で話す活動」「密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」等が挙げられる。
- ・ できるだけ個人の用具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。また、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行うこと。
- ・ マスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるために、生徒の間隔を十分確保するなど、事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月22日）を踏まえた取扱いとすること。
- ・ 毎朝検温を行うとともに、授業前には、指導者による健康観察を行い、児童生徒の状況を確実に把握すること。また、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・ 安全な実施が困難な場合、ICT機器を活用した知識を深める活動など、指導方法を工夫すること。

＊「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

# 部活動の実施に関する留意事項(改訂版)

【衛生管理マニュアル (2021. 4. 28 Ver. 6) 57、58 P 参照】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。  
ただし、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要です。

## 【運動部活動における留意事項】

### 1 県外での活動及び県外校等との交流について

- 大会等への参加については、顧問等のみで決定するのではなく、校長の責任の下、保護者の承諾を得た上で、慎重に判断すること。なお、参加する場合には感染防止対策を徹底すること。
- 練習試合や遠征及び、県外の学校等を招いての活動など、他校との交流を行う場合は、対戦校が所在する都道府県のコロナ禍における部活動の方針等を踏まえた上で計画すること。なお、実施する場合には、校長の責任の下、保護者の承諾を得た上で、感染防止対策を徹底すること。
- 帰県後は、十分な健康観察期間を設けること。

### 2 県内での活動について

- 練習を行う際は、感染防止対策を徹底した上で、可能な限り時間短縮を検討するなどし、合理的な活動を心がけること。
- 大会等への参加、県内校同士の練習試合や合同練習など、他校との交流を行う場合は、校長の責任の下、保護者の承諾を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

### 3 その他

- 大会等への参加や遠征等の他校との交流の実施において、その判断に迷った場合などは、保健体育課まで連絡・相談すること。
- 会場への移動・食事・宿泊、更衣室や会議室の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染防止対策を講じること。
- 宿泊を伴う活動に関して、自校のセミナーハウスや合宿所等に他校の生徒を宿泊させたり、他校のセミナーハウスや合宿所等に自校の生徒を宿泊させたりするなどの対応は、十分な感染防止対策を講じることが困難であり、感染リスクを高める恐れがあることから行わないこと。

- 大会参加校の関係者等に感染者が確認された際は、大会主催者と参加校の間で十分協議した上で、感染拡大を防止する観点から、感染防止対策を十分に講じることができないと判断した場合は、大会への参加の取りやめについて検討すること。
- 活動時間や休養日については「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び「運動部活動運営・指導の手引」（平成30年8月秋田県教育委員会）に準拠し、感染拡大防止の観点から、より短時間で効果的な活動となるように取り組むこと。
- 各競技の国内統括団体である中央競技団体は、競技ごとの特性を踏まえた独自のガイドライン（指針）作りや改訂を進めており、随時ホームページに掲載・公開することとしているので、その動向を注視するとともに、各競技が採るべき最新の感染防止対策を講じること。
- 活動途中に集団でまとまって昼食を摂らないこと。また、活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう、特に指導を徹底すること。
- 練習等において、審判を依頼したり、保護者や関係者が試合観戦したりする場合も、十分な感染対策を講じること。

#### 【文化部活動における留意事項】

- 運動部活動における留意事項に準ずること。
- 活動する際は、文化芸術団体が作成するガイドライン及び「文化部活動運営・指導の手引」（平成31年3月秋田県教育委員会）に準拠すること。

部活動について、競技中や練習中だけでなく、生徒同士での会食、長時間の集団での移動、寮生活などを含め、長時間にわたって生徒や指導者が行動を共にしている場合は、集団内での感染拡大の可能性が高まると考えられると指摘されている。部活動の内外を問わず、集団で長時間活動する場合は、感染症対策を徹底することが必要である。

#### 【具体的な感染症対策】

- 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
- こまめな手洗いを励行する。
- 体調のすぐれない生徒などは部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
- 部活動の練習場所や更衣室など、また食事や集団での移動の際の三密を避ける。

# 給食及び昼食実施上の留意事項

【衛生管理マニュアル（2021.4.28 Ver.6）59 P 参照】

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。

## 【実施の際の留意事項】

- ・各学校で作成の「給食指導の要領」等に基づき、事前に全教職員が研修を行った上で、児童生徒等に対し、衛生管理等について適切に指導する。
- ・児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底する。
- ・配食の前に配膳台及び机上を清拭する。
- ・配食は、給食当番などに限定し、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用させる。また、学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づき、給食当番の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、「給食当番点検票」に記録する。
- ・会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、「机を向かい合わせにしない」「会話を控える」等の対応を行う。また、机上にハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。

高等学校等で生徒が昼食をとる場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要です。

## 【実施の際の留意事項】

- ・生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとる場合は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を行う。
- ・食後、歓談する際には、必ずマスクを着用する。

※給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気のよい環境で行うよう指導する。

# 登下校に関する留意事項

【衛生管理マニュアル（2021.4.28 Ver.6）61、62 P 参照】

登下校時において、「3つの密」が生じうることを踏まえた工夫や指導が必要です。

## 【登下校中の留意事項】

- ・登下校中も、マスクを着用するよう指導する。なお、呼吸が苦しい、肌が弱い等の事情があり、マスクを外す場合は、人と十分な距離をとるよう指導する。
- ・登下校中は、必要以外のものに触らないよう指導する。また、不要不急なところには立ち寄らないよう指導する。

## 【スクールバス乗車の際の留意事項】

- ・利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について指導する。
- ・乗車中の咳エチケットや降車後の手洗い等について指導する。
- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行う。

## 【公共交通機関を利用する際の留意事項】

- ・公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、降車後は速やかに手を洗う、顔（目、鼻、口）を触らないなど、接触感染対策を行うよう指導する。
- ・順番待ちで並ぶ際も間隔を空け、できるだけ密集・密接しないよう指導する。

## 児童生徒定期健康診断実施上の留意事項

【衛生管理マニュアル(2021. 4. 28 Ver. 6) 62、63 P 参照】

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施します。

(令和3年3月2日付け教保-1295)

### 【実施の際の留意事項】

- ・ 3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなど工夫する。
- ・ 児童生徒及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する。
- ・ 部屋の適切な換気を行う。
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあける。
- ・ 会話や発声を控えるよう児童生徒に徹底する。
- ・ 検査器具の消毒等を徹底する。（特に児童生徒の顔・口や手に触れるもの）

## 家庭内で感染を防止する上での留意事項

【衛生管理マニュアル(2021. 4. 28 ver. 6) 24 P 参照】

新型コロナウイルス感染症の家庭内感染が、学校における感染拡大につながる例が見られます。主な感染経路は飛沫感染と接触感染です。生徒のほか、保護者の皆様にも感染対策を呼びかけてください。

### 【家庭内でできる感染予防】

- ・ 規則正しい生活をする。
- ・ 毎朝の健康観察を実施する。
- ・ 常にマスクを着用する。
- ・ こまめに手洗いをを行う。
- ・ こまめに換気をする。
- ・ 共有部分は消毒する。